

加入期間*15年以上の定年退職の給付受取について

*加入期間：勤続期間から休職期間を差し引いた期間

◎確定給付の受取方法

確定給付の受取方法は、以下のパターンより選択してください。

- | | | |
|------------|-----------|------------------------|
| ■全額繰下げ | (選択番号①) | ※65歳満了日まで自動的に繰下げ |
| ■全額一時金 | (選択番号②) | |
| ■全額年金 | (選択番号③) | ※年金受給期間：20・15・10年 より選択 |
| ■一時金 + 年金 | (選択番号④⑤⑥) | ※25%刻みで一時金・年金の割合を選択 |
| ■一時金 + 繰下げ | (選択番号⑦⑧⑨) | ※25%刻みで一時金・繰下げる割合を選択 |

◎確定給付の受取パターン選択番号表

2020年12月より

選択番号	選択割合	一時金	年金	繰下げ	年金受給期間
①	繰下げ100%	—	—	100%	—
②	一時金100%	100%	—	—	—
③	年金100%	—	100%	—	20年 15年 10年
④	一時金75% + 年金25%	75%	25%	—	20年 15年 10年
⑤	一時金50% + 年金50%	50%	50%	—	20年 15年 10年
⑥	一時金25% + 年金75%	25%	75%	—	20年 15年 10年
⑦	一時金75% + 繰下げ25%	75%	—	25%	—
⑧	一時金50% + 繰下げ50%	50%	—	50%	—
⑨	一時金25% + 繰下げ75%	25%	—	75%	—

◎定年退職者の確定給付受取についての補足

【繰下げ】

- ・65歳の誕生日まで自動的に繰下げとなります。(繰下げ満了の約1ヶ月前に基金より手続案内します。)
- ・繰下げ金額は定年時の金額にて計算しています。(受取時には給付利率がプラスされます。)
- ・繰下げ途中に一時金受取への変更は随時可能。(振込希望日の1ヶ月前に「裁定請求書」等を提出ください。)
- ・繰下げ途中に年金への変更は1歳刻みで受給開始可能。(受給希望年齢到達時に「裁定請求書」等を提出ください。)

【一時金】

- ・一時金は税法上「退職所得」となります。(分離課税です。)

【年金】

- ・受給期間：20年、15年、10年 のいずれか選択ください。(受給開始後の受取期間変更はできません。)
- ・年金の振込は偶数月の月初に前2ヶ月分となります。(年金受給金額は月額にて通知します。)
- ・年金は税法上「雑所得」となり、毎年確定申告が必要となる場合もあります。
- ・年金受給中に残金全額を一時金にて受取ることも可能です。(基本的には年金受給開始後5年以降)

【本人死亡の場合】

- ・年金受給中の本人死亡は死亡月までの給付となり「未支給分の年金」と残金を「遺族一時金」として遺族へ支払います。
- ・繰下げ途中の本人死亡は、残金を「遺族一時金」として遺族へ支払います。